契 約 事 項

（総則）

第１条　受注者は、設計書又は仕様書等に基づいて受託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

２　前項の設計書又は仕様書等に明記されていないときは、発注者と受注者が協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２　発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

（再委託の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部又は大部分を一括して他に委託し、又は請負わせてはならない。

（委託業務の調査等）

第４条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（期限の延長）

第６条　受注者は、その責に帰することのできない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

（検査及び引渡し）

第７条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から１０日以内に目的物について検査を行わなければならない。

３　受注者は、前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡しするものとする。

（委託料の支払）

第８条　受注者は、前条第４項の規定による検査に合格し引渡しを終了したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求するものとする。
２　発注者は、適法な支払請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（遅延利息の支払）
第９条　発注者は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、前条の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じて、受注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額を支払うものとする。
２　前項の規定により計算した額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任）
第１０条　発注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
２　前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
４　追完請求、前項に規定する委託料の減額の請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
５　第１項から前項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、目的物の引渡日から１年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は１０年とする。
６　発注者は、引渡した目的物に契約不適合があることを知ったときは、第１項から第４項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに受注者に通知しなければ、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

（発注者の解除権及び違約金）
第１１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 正当な理由なく、この契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内にこの契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内にこの契約の履行の全部を完成する見込みが明らかに

ないと認められるとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって､暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　イ～ホのほか、その他能代市の暴力団排除に関する合意書第２条に規定する暴力団と密接な関係を有する者と認められるとき。

ト　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからヘまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ　受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ　その他市長が必要と認めるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払われなければならない。

３　発注者は、受注者が契約保証金を納入している場合には、契約保証金を前項に定める違約金に充当する。

（通報報告）

第１２条　受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、直ちに警察へ通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

２　発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第１３条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第１４条　この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。